

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 367	第 1 基本方針 埼玉県は7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。 首都圏同時被災<u>に対応するためには</u>、首都圏の都県<u>では相互応援も困難な事態</u>となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。 <u>日高市も同時被災することから</u>、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。	第 1 基本方針 埼玉県は7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。 首都圏同時被災となる<u>広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合</u>、首都圏の都県による<u>相互応援は困難な状況</u>となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。 <u>首都圏広域災害が発生した場合には</u>、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。
p. 369	第 4 初動のシナリオ 県は、首都圏<u>同時被災となる</u>広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。 市は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。 【初動対応手順】 <pre>graph TD A[発災] --> B[県の対応] B --> C[広域災害情報の収集] C --> D[応援・受援体制の確立] D --> E[単独での応援の実施] D --> F[全国的な応援の実施] D --> G[後方応援本部の設置] D --> H[政府現地対策本部が設置される場合]</pre> ・九都県市及び1都9県の地域において、震度6弱以上の揺れを観測 県の対応 ・県内で震度6弱以上の揺れを観測、又は必要があると判断した場合：災害対策本部を設置し、情報収集開始 ・県内震度5強以下で大きな被害がない場合：警戒体制又は情報収集体制を配備し、情報収集開始 ・被害状況に応じ、救出・救助活動及び被災者支援活動を開始 広域災害情報の収集 ・災害状況について情報収集 ・災害状況や都県の対応状況（災害対策本部設置等）を被災都県に確認 ・被災都県に連絡員を派遣 応援・受援体制の確立 ・<u>三県知事会（群馬県・新潟県）等からの連絡員の受入れ</u> ・県災害対策本部内に受援体制を確立 単独での応援の実施 ・被災都県から応援要請があった場合の対応（人的・物的） ・要請はないが、被害が甚大で広域応援が必要と判断された場合の応援（プッシュ型応援） ・被害の少ない市町村に対し、被災自治体への応援調整（職員派遣やカウンターパート割り当て） 全国的な応援の実施 ・被害が甚大で全国からの応援調整が必要と判断される場合、拠点候補地の中から被災地に近い拠点を選定し、後方応援本部（仮称）を開設する。 後方応援本部の設置 ・被害が甚大で全国からの応援調整が必要と判断される場合、拠点候補地の中から被災地に近い拠点を選定し、後方応援本部（仮称）を開設する。 政府現地対策本部が設置される場合 ・県職員の派遣 ・九都県市応援調整本部への県職員の派遣	第 4 初動のシナリオ 県は、首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。 市は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。 【初動対応手順】 <pre>graph TD A[発災] --> B[県の対応] B --> C[広域災害情報の収集] C --> D[応援・受援体制の確立] D --> E[単独での応援の実施] D --> F[全国的な応援の実施] D --> G[後方応援本部の設置] D --> H[政府現地対策本部が設置される場合]</pre> ・九都県市及び1都9県の地域において、震度6弱以上の揺れを観測 県の対応 ・県内で震度6弱以上の揺れを観測、又は必要があると判断した場合：災害対策本部を設置し、情報収集開始 ・県内震度5強以下で大きな被害がない場合：警戒体制又は情報収集体制を配備し、情報収集開始 ・被害状況に応じ、救出・救助活動及び被災者支援活動を開始 広域災害情報の収集 ・災害状況について情報収集 ・災害状況や都県の対応状況（災害対策本部設置等）を被災都県に確認 ・<u>必要に応じ</u>被災都県に連絡員を派遣 応援・受援体制の確立 ・<u>相互応援協定、応急対策職員派遣制度等に基づく連絡員の調整</u> ・県災害対策本部内に受援体制を確立 単独での応援の実施 ・被災都県から応援要請があった場合の対応（人的・物的） ・要請はないが、被害が甚大で広域応援が必要と判断された場合の応援（プッシュ型応援） 全国的な応援の実施 ・<u>相互応援協定及び応急対策職員派遣制度に基づく応援、DMAT等国等が関与する全国的な仕組みに基づく応援等を実施</u> 後方応援本部の設置 ・被害が甚大で全国からの応援調整が必要と判断される場合、拠点候補地の中から被災地に近い拠点を選定し、後方応援本部（仮称）を開設する。 政府現地対策本部が設置される場合 ・<u>必要に応じ</u>県職員の派遣

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 370	第5 具体的取組 ＜事前対策＞ 1 広域応援体制の整備 （2）具体的な取組内容 イ 広域避難者の受入体制の整備 【危機管理課（統括班）】 <u>市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。</u> <u>市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。</u>	第5 具体的取組 ＜事前対策＞ 1 広域応援体制の整備 （2）具体的な取組内容
p. 371	3 広域応援要員派遣体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 職種混成の広域応援要員チームの編成 <u>【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）】</u> <u>市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。</u> <u>市は、市の業務を熟知する職員を応援要員として編成する。</u>	3 広域応援要員派遣体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備 <u>【危機管理課（統括班）】</u> <u>県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u> <u>市は、県の体制整備への協力に努める。</u>
	4 広域避難受入体制の整備 【危機管理課（統括班）】 （1）取組方針 <u>大規模</u>災害発生時には、多くの人々が他都県から市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。	イ 国等が関与して全国的に行われる応援職員の派遣の仕組みに係る体制整備 <u>【危機管理課（統括班）】</u> <u>県及び市は、上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u>
	5 市内被害の極小化による活動余力づくり （2）具体的な取組内容 ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 <u>【建設課・区画整理課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）】</u> ① 市及び県は、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。 ② 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。 ③ 市及び県は、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。 ④ 市及び県は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、<u>予防保全的な維持管理に転換する等</u>、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。	4 広域避難受入体制の整備 【危機管理課（統括班）】 （1）取組方針 <u>首都圏広域</u>災害発生時には、多くの人々が他都県から市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。 <u>また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。</u>
p. 372		（2）具体的な取組内容 <u>市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。</u> <u>市は県とともに、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。</u> <u>県は賃貸型応急住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。</u>
		5 市内被害の極小化による活動余力づくり （2）具体的な取組内容 ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 <u>【建設課・市街地整備課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）】</u> ① 市及び県は、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。 ② 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。 ③ 市及び県は、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。 ④ 市及び県は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 373	＜応急対策＞ <u>1 広域応援調整</u> （1）取組方針 首都圏広域災害が発生した場合、県において、広域応援調整のための後方応援本部（仮称）が設置され、被災地への支援が実施される。 市は、県と協調して応援活動を行う。	＜応急対策＞ <u>1 広域応援調整</u> （1）取組方針 首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合、県において、広域応援調整のための後方応援本部（仮称）が設置され、被災地への支援が実施される。 市は、県と協調して応援活動を行う。
p. 374	<u>3 広域応援要員の派遣</u> 【統括班（危機管理課）】 （1）取組方針 市は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。	<u>3 広域応援要員の派遣</u> 【統括班（危機管理課）】 （1）取組方針 県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。 被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。
p. 375	<u>4 広域避難の支援</u> （1）取組方針 県は、大規模災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受け入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。 なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。 自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。	<u>4 広域避難の支援</u> （1）取組方針 県は、首都圏広域災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受け入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。 なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。 自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。
p. 375	<u>ア 被災都県からの応援要請及び市との受入協議</u> 【統括班（危機管理課）】 県は、大規模災害の発生に伴い、他の都道府県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。 市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供する。	<u>ア 被災都県からの応援要請及び市との受入協議</u> 【統括班（危機管理課）】 県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。 市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供する。
p. 375	<u>エ 要配慮者への配慮</u> 【統括班（危機管理課）、医療班（保健相談センター）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）】	<u>エ 要配慮者への配慮</u> 【統括班（危機管理課）、医療班（保健相談センター）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）】
p. 375	<u>キ 遠県への避難</u> 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）、情報班（交通政策課）】	<u>キ 遠県への避難</u> 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）】
p. 377	＜復旧・復興対策＞ <u>2 遺体の埋・火葬支援</u> 【県、危機管理課（総括班）、環境課（衛生班）】 （1）取組方針 県は、大規模災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。 市は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼へ対応する。	＜復旧・復興対策＞ <u>2 遺体の埋・火葬支援</u> 【県、危機管理課（総括班）、環境課（衛生班）】 （1）取組方針 県は、首都圏広域災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。 市は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼へ対応する。